

約款の事前開示に関する提案

2017年7月5日

大澤 彩

沖野 眞已

丸山 絵美子

河上 正二

[消費者契約法第3条3項[仮]]

消費者契約において、事業者は、合理的な方法で、消費者が、契約締結前に、契約条項(民法548条の2以下の「定型約款」を含む)を予め認識できるよう努めなければならない(努めるものとする)。

先ごろ成立し公布された民法(債権関係)改正法では、いわゆる「定型約款」の個別契約に対する組み入れに関して、548条の2第1項2号において、「定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき」には、「定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなす」旨を規定している。

ここにいう「定型約款」とは、定型取引(「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの」)において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいうと定められている(同条1項本文参照)。

また、「定型約款」の内容については、定型約款準備者は、相手方から請求があったときに示さなければならず、定型取引合意の前にその請求を拒んだときは、個別合意擬制が働かない旨が定められている(民法548条の3)。

国会における政府答弁に依れば、「定型約款」の具体例としては、運送約款、宅配便契約約款、パソコンソフトの購入約款、電気供給約款、保険契約約款、インターネットを通じた物品購入約款など(金田大臣)が挙げられているが、議論に上がった例のほとんどは、かなり限定された定型的取引(多くは生活必需の公益的事業)における約款に限られているようである。

しかし、予め、相手方から事前・事後の開示請求がない限り、約款を開示する必要はないとも読めるところから、契約法の基本原理との関係が問われる可能性がある。この点、参議院法務委員会における立法担当者(小川秀樹氏)の説明に依れば、548条の2第1項2号について、「あらかじめその定型約款を契約内容とする旨を相手方に表示していたとき、これ二号でございますが、定型約款の個別の条項について合意があったものとしております。/その理由は、当事者が実際にその取引を行ったのであれば、通常は定型約款を契約内容とする黙示の合意があったと言えるところ、定型約款を利用した取引の安全を図る観点からそのようにしたというものでございます。/このように、ここで表示と言いますのは、定型約款を契約内容とする旨の黙示の合意があったと言えるのと同様の状態と言える

ものでなければならないというふうに考えられます」(参議院法務委員会会議録 12号)、
「この規律は、定型約款を契約内容とする旨の黙示の合意があると評価することが可能な
場合を抽出し、定型約款の個別の条項について合意があったものとみなすこととしたもの
でございます。これに加えて、現に取引を開始しておりますわけですので、合意があっ
た場合と同様に扱う根拠があると考えられるものでございます。/そういう意味では、
民法の意思主義の原則とおよそ整合しないといったようなものではなく、必要かつ合理的
な範囲でその特則を定めるものであるというふうに考えております」とされ(参議院法務委
員会会議録 13号)、経験則上、当該約款に対する「黙示の同意が与えられていると考えら
れる」ような場合を念頭に置いているものであることが明確にされた。

民法の意思主義の原則との整合性に配慮し必要かつ合理的な範囲での特則を定めるとい
う基本姿勢は、548条の2第1項2号のほか、548条の3についても念頭に置かれていると
思われる。すなわち、相手方が自らが拘束される定型約款の内容を確認できるようにする
ことが必要であることを基本としつつ、経験則上、定型約款を契約内容とする旨の黙示の
合意があったものとみなすことができるような場面において常に定型約款の開示を要求す
るとなるとかえって煩雑になることから、事前の(当然の)開示を組入の要件とはせず、
相手方から請求があった場合には定型約款の内容を示さなければならないというものであ
る。しかし、商人間取引の場合に比べて、消費者契約上の約款において、個々の消費者が
約款の開示を請求することはほとんど期待できないため、立案者の意図に反して、悪質な
事業者が、予め契約条件を示すことなく「細部は当社の約款によるものとします」として
おけば、トラブルになった後に、おもむろに自己に有利な契約条件を提示して、「これが
契約の条件となっていることは民法によっても定められています。疑念があったのなら、
開示を請求すればよかったのに、それをしなかったのは貴方の責任だ」と述べ、内容の不
当性を争うには、裁判所の判決を求めるほかない事態に追い込まれる可能性がある。

こうした悪質な濫用的主張を否定する上でも、少なくとも消費者契約では、約款の事前
開示が原則であることを明確にしておくことが重要であろうと思われる。

もっとも、業態によっては個別の事前開示が技術的に困難な場合も少なくなく、事前開
示の方法も多様であるため、ここでは、ひとまず「努力義務」にとどめることとしてはど
うか。したがって、この開示義務違反と、消費者契約法上は、条項の不採用や、契約取消
し・条項無効などの効果は直接には結びついていないが、信義則上の情報提供義務違反、
約款条項の個別契約への不採用、不意打ち条項の排除、不当な内容の約款条項の排除等の
法的効果は、専ら、民法の規律の適用に委ねることとなる。ちなみに、政府担当者は、「今
申し上げましたのは定型約款の民法の規定としてということでございますが、信義則上の
情報提供義務ですとか、これは信義則を根拠として認められることのある信義則上の情報
提供義務ということになると思いますが、そのほか行政法規などが定める重要な情報を提
供すべき義務などもございまして、民法の表示の内容に決してとどまるというわけではご
ざいませぬ」としている(参議院法務委員会会議録 14号)。

すでに、通常のもつような事業者は、契約の内容とする自己の約款を事前開示すること
は当然のこととして履践しているものであり、このような条文を定めることによる不利益

はないものと思われるが、悪質な事業者の濫用的取引行為に対処するには、明文で事前開示の必要性を明らかにしておくことが望ましい。当専門調査会でも、民法の新規定による誤ったメッセージを正しておくことの必要性が強調されてきたところである。新法の定め
の真意を、明らかにするためにも、情報・交渉力の構造的格差を前提とし、消費者への支援に努める消費者契約法で、約款・契約条件の事前開示原則を明確にしておくことが重要である。

なお、参議院法務委員会における附帯決議の一つが、「十二 消費者契約法その他の消費者保護に関する法律について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。」としていることを付言する。